

令和2年2月市議会総務委員会資料

第33号議案 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

目次

条例改正の概要・新旧対照表 1ページ

総 務 部

令 和 2 年 2 月

**昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく
債務の免除に関する条例の改正の概要**

1 改正の理由

地方自治法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、関係条文の整理を行いたい。

2 改正の内容

改正法により、地方自治法第 243 条の 2 に新たな条文が規定され、本市条例において引用している条にずれが生じることに伴う関係条文の整理

3 施行日

令和 2 年 4 月 1 日

**昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する
条例新旧対照表**

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">（職員の賠償責任に基づく債務の免除）</p> <p>第 3 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2</u>（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かつて免除する。</p>	<p style="text-align: center;">（職員の賠償責任に基づく債務の免除）</p> <p>第 3 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2</u>（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かつて免除する。</p>

参考

当該条例による懲戒免除及び賠償責任に基づく債務の免除の対象者数

懲戒免除対象者（※）	113 名
うち令和 2 年 1 月 31 日現在の在職者	2 名
賠償責任に基づく債務の免除対象者	0 名

※昭和 64 年 1 月 6 日までの行為について、平成元年 2 月 23 日以前に減給又は戒告の懲戒処分を受けた者（退職者を含む。）